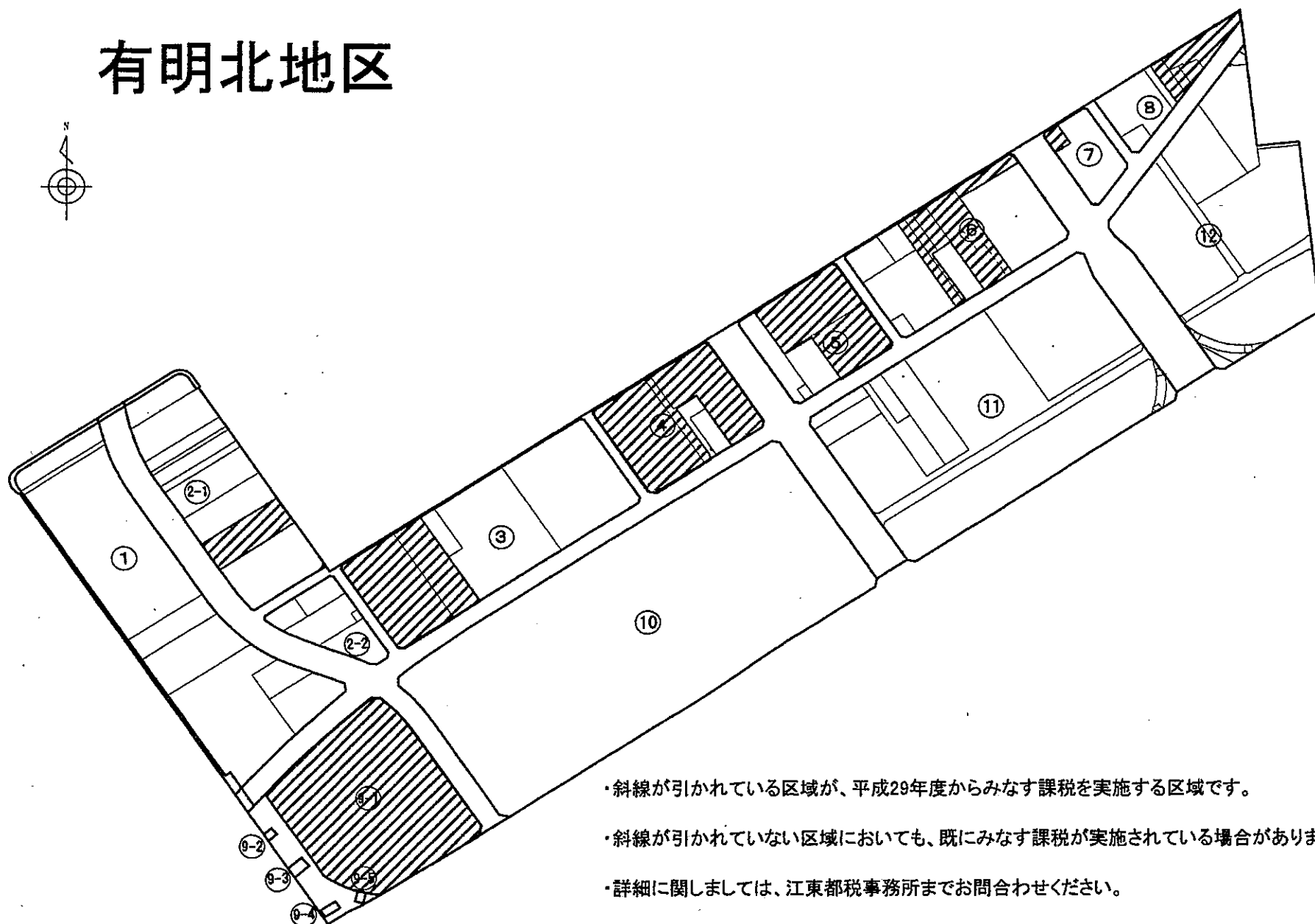


有明北地区



- ・斜線が引かれている区域が、平成29年度からみなす課税を実施する区域です。
- ・斜線が引かれていない区域においても、既にみなす課税が実施されている場合があります。
- ・詳細に関しましては、江東都税事務所までお問い合わせください。